

全 建 労 発 第 7 8 号
平 成 2 3 年 2 月 4 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社 団 法 人 全 国 建 設 業 協 会
会 長 淺 沼 健 一
 (公印省略)

石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供
又は使用の禁止の徹底について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から別添のとおり、
周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、石綿の製造が完全に禁止されていない国等からの輸入品について、石綿含有の有無の確認を再度周知徹底していただくとともに、法令の遵守の徹底についても引き続き周知いただきますようお願い申し上げます。

以 上

基安発 0127 第 1 号

平成 23 年 1 月 27 日

社団法人全国建設業協会

会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について

石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿含有製品等」という。）については、平成18年9月1日から、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第55条の規定に基づき、製造、輸入、譲渡、提供又は使用（以下「製造等」という。）が禁止されているところです。このため、これまで、平成18年8月23日付け基発第0823003号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の周知について」、平成19年3月16日付け基安発第0316001号「石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」及び平成22年2月12日付け基安発0212第1号「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」を発出する等、石綿含有製品等の製造等の禁止について周知徹底を図ってきたところです。

しかしながら、先般、学校等で理科の実験等に用いられるセラミック付き金網（石綿が使用されていないものとして輸入されたもの）に石綿が含有している事案が発生しており、石綿の製造等が完全に禁止されていない国等からの輸入品については、石綿含有の有無の確認を再度周知徹底することが必要になっています。（参考1参照）

つきましては、このような事態にかんがみ、貴団体におかれましては、貴会会員に対して、法令の遵守の徹底について引き続き指導していただくとともに、これらの事案等を踏まえ、下記の事項について周知徹底していただきますようお願いします。

記

- 1 平成18年9月1日以降、石綿含有製品（例えば、ブレーキパット、ガスケット、パッキン等。参考2参照）については、製造等が禁止されていること。

2 石綿含有製品から非石綿化（代替化）されているとされた製品（参考2の製品群で、現在は石綿を含有していないもの。以下「石綿代替製品」という。）を輸入しようとする場合には、その製品が石綿を含有していないことの確認について、輸入者（海外の事業者で、日本に製品を輸出しようとする者）に証明書や分析結果を求める等により徹底すること。

また、特に、輸入者が石綿含有製品の製造等が完全に禁止されていない国等（参考3参照）にある場合には、その製品が石綿を含有していないことを、輸入業者自らが試料を分析する等により確認することが望ましいこと。

3 輸入された石綿代替製品を輸入業者から譲渡を受け、販売する卸売事業者においては輸入業者に、また、輸入された石綿代替製品を購入する事業者においては購入先に対して、それぞれその製品が石綿を含有していないものであることを、証明書や分析結果を求める等により、確実に確認すること。

4 製造等が禁止されている国等から輸入した石綿代替製品であっても石綿が含有した製品が流通している可能性があることから、上記2又は3の措置を行うことが望ましいこと。

(参考1) 石綿の製造等が完全に禁止されていない国等からの輸入品に石綿が混入していた例

1 今回、発覚した事案

セラミック付き金網 (平成 22 年 12 月)

中国から輸入して、主に学校に販売していたセラミック付き金網 (上にフラスコ、ビーカー等を載せてアルコールランプ、バーナー等で熱するためのもの) のセラミック部分に石綿が混入していた。事業者が外部からの指摘を受けて成分を分析して判明。

2 過去に発覚した事案 (既公表分)

(1) 二輪車用ブレーキシュー等 (平成 21 年 12 月)

台湾から輸入して、国内販売店に販売していた二輪車用の部品 (ブレーキパッド及びブレーキシュー) に石綿が混入していた。

(2) 二輪車用ガスケット等 (平成 22 年 2 月)

中国及び台湾から輸入して、国内販売店に販売していた二輪車 (及び四輪バギー車) 用の部品 (ブレーキシュー、クラッチシュー及びガスケット) に石綿が混入していた。

(3) 農業機械用パッキン (平成 22 年 5 月)

中国から輸入したパッキンを組み込んだ農業機械を製造、販売していたところ、当該パッキンに石綿が混入していた。

(参考2) 製造等禁止前に主に使用されていた石綿（アスベスト）含有製品群

製品の種類		主な用途	禁止年月
建 材	石綿セメント円筒	煙突等	平成16年 10月
	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁	
	住宅屋根用化粧スレート	住宅用屋根	
	繊維強化セメント板（平板）	建築物の外装及び内装	
	繊維強化セメント板（波板）	建築物の屋根及び外壁	
	窯業系サイディング	建築物の外装	
摩 擦 材	クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパット、ブレーキライニング	自動車用と産業用（クレーン、エレベーター等）のブレーキ等	平成18年9 月
接着剤		高温下で使用される工業用断熱材同士の隙間を埋めるもの等	
耐熱、電気絶縁板		配電盤等	
シ ー ル 材	ガスケット	配管用フランジ等の静止部分の密封に用いられるもの	
	パッキン	バルブやポンプの軸封等の運動部分の密封に用いるもの	
その他の石綿製品		工業製品材料（ジョイントシート、石綿布等）、実験用金網	

(参考3) 石綿の製造等が完全に禁止されていない国等における規制状況の例

※ 下記の国以外にも石綿の製造等が完全に禁止されていない国等が存在することが考えられる。

出典：「国際安全衛生セミナー報告書」（中央労働災害防止協会（平成21年度 厚生労働省委託業務））（抄）

II 各国発表概要

第1日

1 ラオス

2) ラオスにおけるアスベスト対策

- ・アスベストに関する特別の法令規則はないが、目下その取扱いについての規制を立案中(2010年に承認される予定)
- ・2015年～2020年の間、輸入を禁止する。

2 韓国

1) アスベストの使用

2000年から、クロシドライト及びアモサイトの使用・輸入は禁止された。2003年からアクチノライト、トレモライト、アンソフィライトについても使用・輸入が禁止された。2007年にアスベスト含有製品の段階的禁止計画を開始して以来、アスベスト含有製品の輸入が急激に減少している(当該含有製品の輸入は2000年から2006年にかけて増加していた。)。2009年から、すべてのアスベスト含有製品についての製造、輸入及び使用が禁止された。

3 中国発表(国家安全生产监督管理总局)

1) 労働衛生を所管する官庁は、衛生部と国家安全生产监督管理总局

2) アスベストに係る政策の推移

- ・2002年：クロシドライトの使用禁止
- ・2005年：すべての角閃石石綿の輸出入に係る禁止貨物類の公布
- ・2007年：クリソタイルの安全かつ合理的な使用についての提案
- ・2008年：クリソタイルの製造、流通、使用についての管理規定を立案

4 シンガポール

2) アスベスト規制の変遷

- ・1988年：建材用のアスベスト使用の禁止
- ・1989年：アスベスト原材料の輸入の禁止
- ・1989年：工場(アスベスト)規則を改正し、請負者、事業者に作業開始前にアスベストの有無の調査と人材開発省への届出を義務付け
- ・1996年：アスベスト含有のブレーキ又はクラッチを有する車両の使用及び輸入の禁止
- ・2008年：クリソタイル含有製品(建材を除く)を免許制度とした

第2日

1 カンボジア

1) アスベストの現況

- ・クリソタイル、クロシドライト、アモサイト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト等はいずれも製造及び使用について禁止されていない。

2 ブルネイ

2) アスベストの使用

- ・1950年代に使用が始まったと思われる。
- ・1994年に健康省が特に建設業におけるアスベスト含有品の取扱いに関する指針を制定した。
- ・国家開発省も政府のプロジェクトにおける建築物の改修と建設に関しすべてのアスベスト含有品の使用を禁止する行政規則を制定している。

3 ベトナム

2) 健康問題

- ・ILO162 号条約に基づき、政府はクリソタイルのみの使用を許容し、角閃石石綿は管理し、その輸入を全面禁止した。

4 タイ

4) 有害物質法による規制

- ・クリソタイルの製造、輸入、輸出または所有については許可制。
- ・その他のアスベストは、禁止：1995 年～クロシドライト、2001 年～アモサイト、2009 年～アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト

5 中国（疾病コントロールセンター）

4) 結言

- ・クロシドライト含有品は、2002 年以降、取り除かれている。
- ・アスベストを自動車産業における摩擦剤としての使用を 2003 年以降から禁止している。

出典：平成 20 年度 環境省請負業務「平成 20 年度アジア諸国における石綿対策技術支援業務」報告書（平成 21 年 3 月 31 日）（抄）

セッション 5（アジア各国におけるアスベスト問題の現状）

中国からは、世界的に主要なアスベストの生産・使用国であるが、アスベストの規制の強化を進めているとの現状について説明がなされた。インドネシアからは、主に環境保全の観点からのアスベストの規制状況や、使用が認められているクリソタイルの使用状況についての説明がなされた。マレーシアからは、労働者の暴露状況に関する調査結果や、現在政府内で議論が行われているアスベストの使用禁止に関する様々な提案についての紹介があった。ベトナムからも同様に、アスベストの使用状況及び規制状況について説明がなされるとともに、今後の取組の強化に向けた課題・提案や国際協力への期待が述べられた。

出典：平成 21 年度 環境省請負業務「平成 21 年度アジア諸国における石綿対策技術支援業務」報告書（平成 22 年 3 月 31 日）（抄）

セッション 2（アジア諸国における石綿対策の取組）

インドネシアでは、省庁横断的なワーキンググループを組織し、石綿の使用に関する技術指針の策定を進めている。作業環境中の石綿測定の必要性も認識している旨、説明がなされた。

ラオスからは、化学物質管理のための法規制はあるが、石綿を対象としたものはない。また石綿測定機器もなく、利用者や作業者は石綿の危険性について十分に理解していないため、日本の専門家に石綿規制に関する法制度や戦略の策定、石綿管理に関する研修課程の提供等の支援があれば役立つ旨、説明がなされた。

マレーシアからは、ILO の動向も踏まえて石綿禁止政策を提案中であり、2009 年より業界との対話を行ってきている等の説明がなされた。

フィリピンからは 2000 年施行の化学物質管理令（Chemical Control Order : CCO）により、石綿規制が導入されたが、まだ不完全な部分があり改善が必要であることと、規制対象となる製品の判別が難しい、測定・分析のキャパシティが乏しいなど、政策の実施面で課題が残されている等の説明がなされた。

ベトナムからは、石綿に関する公衆の意識啓発活動を実施しているほか、省庁横断的な課題や社会・経済的な諸問題への取り組みを行っている等の説明がなされた。